

各会派 代表者 殿

代表質問・一般質問に関する申し合わせの見直しについての提案

2023年4月24日 日本共産党 佐藤正幸

2023年4月の県議会議員選挙をふまえて会派構成も決まる中で、民意がしっかり反映されるような議会運営をしていくことが求められる。その立場から、代表質問・一般質問に関して、以下のように提案するので、協議されるようお願いものである。

【1】代表質問について

平成11年5月の議会運営委員会で「所属議員が7人以上の会派のうち、上位2会派までが代表質問をできる。時間は、2月定例会は第1会派60分、第2会派40分、その他の定例会が第1会派40分、第2会派30分」との申し合わせ事項については、なぜ7人以上なのか明確な根拠がない。「上位2会派まで」についても明確な根拠もなく、かつては第3会派、第4会派も代表質問していたこともあることから、以下のように提案する。

- 1) 地方自治法第112条の、議案提案権をもてる12分の1の規定（石川県議会の場合は3.41人）にもとづき、4人以上の会派は代表質問できるようにする。これは、東海北陸7県議会の代表質問の状況をみても決して無理のある提案ではないと考える。
- 2) かつて平成12年2月から16年2月まで実施していたように、当初議会に限り、代表質問ができない会派の一般質問の1人目は30分とする。

【2】一般質問について

この間の議運の申し合わせ事項では、「一般質問者数は、1日6人以内で2日間（2月定例会は3日間）とし、質問希望者数がこれを超えた場合は議運で調整する」「発言時間は、1人20分とする」としていたが、ごく一部の例外を除き、質問を希望する議員の質問機会が奪われたり、くじ引きで決めることも起こった。こうしたことが起こらないよう、質問を希望する全議員が質問できるよう、調整すべきと考える。

以上